

高齢者の福祉サービス

サービス	内 容	対 象 者	費 用 ・ 助 成 額	申 請 方 法	申 請 ・ 問 い 合 わ せ
配食サービス事業	食事を作ることが困難な方に配食を行い食生活の安定、健康維持、安否確認などを行う。 ※昼食か夕食のいずれか1食を宅配 ※週2回以上の継続的な利用が必要	次のいずれかに該当し、食事を作ることが困難な方 ①おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者 ②虚弱な高齢者のみの世帯 ③ひとり暮らしの障がい者	<利用者負担額> ・市民税非課税世帯 350円/1食 ・市民税課税世帯 450円/1食	申請書を提出	
緊急通報システム事業	自宅に緊急通報システムを設置し急病や災害時の緊急時に迅速・正確に対応できるようにする。また、火災警報器と連動させることで火災発生時の通報体制を強化する。	①75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯 ②65歳以上の介護保険認定(相当)の高齢者のみ世帯	世帯課税状況等により自己負担あり	民生委員・児童委員を通して申請書を提出	・介護長寿課 (高齢者支援グループ)
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊が見られる高齢者を介護している家族にGPS機器を貸与し、高齢者が徘徊した時に位置を検索することで早期発見につなげる。	おおむね65歳以上の徘徊の見られる高齢者を介護している家族	<利用者負担額> ・基本料金…540円/月 ・位置情報提供料金 インターネット検索…108円/回 ※インターネット検索は月2回まで無料 電話の問い合わせ…216円/回 ・現場急行料金…10,800円/回	申請書を提出 ※利用者負担分は口座引落になるため、申請時に口座が分かるもの(通帳)・届出印が必要	
紙おむつ等助成事業	那珂市内の指定販売店で紙おむつ等(紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー・おしりふき・防水シート)を購入できるクーポン券を発行する。	在宅で次のいずれかに該当する方を介護している家族 ①要介護4、5の方 ②身体障害者手帳の肢体不自由の1級、2級の方 ③療育手帳A、Aの方 ※施設入所中や入院中の方は該当しない	<助成額> ・市民税非課税世帯 24,000円/期 ・市民税課税世帯 12,000円/期 ※1枚1,000円の助成券を交付 ※年3回、期間ごとに申請	申請書を提出	・介護長寿課 (高齢者支援グループ) ・瓜連支所 (支所窓口グループ)
救急医療情報キット	かかりつけの医療機関、持病の有無、服用内容など、救急時に必要な情報を記載して保管しておき迅速・正確な救急活動に備える。	①65歳以上のひとり暮らし高齢者 ②65歳以上の高齢者のみの世帯の方 ③身体障害者手帳1級、2級の方	無料	申請書を提出	・介護長寿課 (高齢者支援グループ) ・地域包括支援センター (青燈会/ゆたか園/ナザレ園)
いばらきシニアカード	高齢者の積極的な外出を促し、自身の健康増進やひきこもり防止につなげるためにシニアカードを配布し、協賛店舗に提示するとお得なサービスが受けられる。	65歳以上の方	無料	申込書を提出	・介護長寿課 (高齢者支援グループ) ・地域包括支援センター (青燈会/ゆたか園/ナザレ園)

高齢者の福祉サービス

サービス	内 容	対 象 者	費 用 ・ 助 成 額	申 請 方 法	申 請 ・ 問 い 合 わ せ
タクシー利用 助成事業	在宅の重度の障がい者や要介護者などが通院などでタクシーを利用する際に使える助成券を交付する。	①身体障害者手帳1級～5級の方 ②療育手帳㉔、A、Bの方 ③精神障害者手帳1級、2級の方 ④要介護1～5の方 ⑤指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方 ※自動車税の減免を受けている方は除く	<助成額> 1枚600円のタクシー券を年間48枚を限度に交付 ※人工透析の治療を受けている方は96枚を限度に交付 ※申請時期により交付枚数は異なる	申請書を提出	・ 社会福祉課 (障がい者支援グループ) ・ 瓜連支所 (支所窓口グループ)
デマンド交通 運行事業	日常生活の移動手段に不便をきたしている方のために、電話予約により、同じ方向に向かう他の利用者と乗り合いで、自宅や指定の場所から目的地まで送迎を行う。	○登録証をお持ちの方 ※事前に利用者登録が必要 ○1人で乗降ができる方 ※1人で乗降できない場合、介助者が同伴すれば利用できる。ただし、介助者も利用者登録及び利用料金が必要。	<利用料金> ・ 大人 300円 ・ 小学生 100円 ・ 要介護者 障がい者 その介助者 100円 ※介助者は1人のみ適用	申請書を提出	・ 政策企画課 (政策企画グループ)
運転免許自主返納 支援	運転免許証を自主返納した方の移動手段確保のため割引券を交付する。	次のいずれにも該当する方 ①平成29年4月1日から平成31年3月31日までに運転免許を自主返納した方 ②市税等の滞納がない方	<助成額> ひまわりバス・ひまわりタクシーの 共通利用割引券1万円分(100円券× 100枚)を交付 ※お1人様1回限り ※有効期間は交付日から1年間	申請書、運転免許取消通知書又は運転経歴証明書の写しを提出。 ※申請期間は平成31年3月31日までです。	・ 政策企画課 (政策企画グループ)
介護マーク	介護をしている人を周りの人に温かく見守ってもらうことにより、介護を行う人の精神的負担を軽くするためのマークを配布する。	次のいずれかに該当する方を介護している方 ①認知症の方 ②介護が必要な高齢者・障がい者など ※介護マークが必要でなくなった場合は配布場所に返還して下さい	無料	窓口で配布	・ 介護長寿課 (高齢者支援グループ) ・ 地域包括支援センター (青燈会/ゆたか園/ナザレ園)
成年後見制度	認知症の方などを保護するため、成年後見人などが本人に代わって財産管理、介護サービスなどの契約を行う制度。	後見人が必要な方	<費用> ・ 申し立て費用 ・ 成年後見人等への報酬費用 など ※額は内容により異なる	水戸家庭裁判所へ申し立て ※申し立て人は、本人、配偶者、親族ができる。ただし、身寄りがない場合は市長申し立てを行うことができる。	・ 介護長寿課 (高齢者支援グループ) ・ 地域包括支援センター (青燈会/ゆたか園/ナザレ園) ・ 水戸家庭裁判所 ☎029-224-8175 ・ 権利擁護サポートセンター ☎029-309-5001